

居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、直接請求手続で採用されていた申立会社の費用の固定費及び変動費への振分けの方法を見直して算定した平成29年1月から令和6年1月までの営業損害（逸失利益）の賠償が認められたほか、立木の財物損害及び除染費用（追加的費用）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）において、申立人X有限会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

（1）損害項目

ア 営業損害（逸失利益）	金5424万6752円
イ 財物損害（別紙物件目録記載の立木）	金136万3000円
ウ 除染費用（追加的費用）	金250万0000円

（2）期間

- ア 上記（1）アにつき、平成29年1月～令和6年1月
イ 上記（1）ウにつき、平成29年7月～令和2年3月

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金5810万9752円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項（1）ア記載の損害に対する賠償金として、金3555万7629円を支払済みであることを相互に確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 確認条項

申立人と被申立人は、第1項（1）イ記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年12月16日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 小島 延夫）